

中央教育審議会における近年の検討状況 (高等学校教育関係)

令和元年 8月30日

文部科学省初等中等教育局参事官 (高等学校担当)

**「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」概要
(中央教育審議会 平成23年1月31日答申)**

「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」概要

(中央教育審議会 平成23年1月31日答申)

キャリア教育・職業教育の課題と基本的方向性

1. 若者の現状・・・大きな困難に直面

産業構造や就業構造の変化、職業に関する教育に対する社会の認識、子ども・若者の変化等、社会全体を通じた構造的問題が存在。

◆「学校から社会・職業への移行」が円滑に行われていない。

- ・ 完全失業率 約9%
- ・ 非正規雇用率 約32%
- ・ 無業者 約63万人
- ・ 早期離職 高卒4割、大卒3割、短大等卒4割

◆「社会的・職業的自立」に向けて様々な課題が見られる。

- ・ コミュニケーション能力等職業人としての基本的能力の低下
- ・ 職業意識・職業観の未熟さ
- ・ 進路意識・目的意識が希薄な進学者の増加



若者個人のみの問題ではなく、社会を構成する各界が互いに役割を認識し、一体となり対応することが必要。

その中で、**学校教育は、重要な役割を果たすものであり、キャリア教育・職業教育を充実していかなければならない。**

2. キャリア教育・職業教育の基本的方向性

キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア(注1)発達を促す教育

- **幼児期の教育から高等教育まで、発達段階に応じ体系的に実施**
- **様々な教育活動を通じ、基礎的・汎用的能力(注2)を中心に育成**

職業教育

一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育

- **実践的な職業教育を充実**
- **職業教育の意義を再評価することが必要**

生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援

生涯にわたる社会人・職業人としてのキャリア形成(社会・職業へ移行した後の学習者や、中途退学者・無業者等)を支援する機能を充実することが必要

家庭、地域・社会、企業、経済団体・職能団体、NPO等と連携
各界が各々役割を発揮し、一体となった取組が重要

(注1) キャリア: 人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね

(注2) 基礎的・汎用的能力: ① 人間関係形成・社会形成能力 ② 自己理解・自己管理能力
③ 課題対応能力 ④ キャリアプランニング能力

発達段階に応じた体系的なキャリア教育

1. 基本的な考え方と充実方策

(1) 基本的な考え方

- ① 社会的・職業的自立に向けて必要な**基盤となる能力・態度を育成する、幼児期の教育から高等教育までの体系的な取組**
- ② 子ども・若者**一人一人の発達状況の的確な把握と**きめ細かな支援
- ③ 能力や態度の育成を通じた**勤労観・職業観等の価値観の自己形成・自己確立**

(2) 充実方策

- ① 教育方針の明確化と教育課程への位置付け
- ② 重視すべき教育内容・教育方法と評価・改善
 - ・多様で幅広い他者との人間関係形成等のための場や機会の設定
 - ・経済・社会の仕組みや労働者としての権利・義務等についての理解の促進
 - ・体験的な学習活動の効果的な活用
 - ・キャリア教育における学習状況の振り返りと、教育活動の評価・改善の実施
- ③ 教職員の意識・指導力向上と実施体制の整備

2. 各学校段階の推進の主なポイント

幼児期

自発的・主体的な活動を促す

小学校

社会性、自主性・自律性、関心・意欲等を養う

中学校

社会における自らの役割や将来の生き方・働き方等を考えさせ、目標を立てて計画的に取り組む態度を育成し、進路の選択・決定に導く

後期中等教育

後期中等教育修了までに、**生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を育成**
またこれを通じ、**勤労観・職業観等の価値観を自ら形成・確立する**

高等教育

後期中等教育修了までを基礎に、学校から社会・職業への移行を見据え、教育課程の内外での学習や活動を通じ、高等教育全般においてキャリア教育を充実する

特別支援教育

個々の障害の状態に応じたきめ細かい指導・支援の下で行う

後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育

1. 課題と基本的な考え方

(1) 課題

高等学校 普通科

進路意識・目的意識が希薄
他学科に比べ厳しい就職状況

高等学校 専門学科

約半数が進学する高等教育との接続を視野に入れた
職業教育の充実
専門的な知識・技能の高度化や職業の多様化

高等学校 総合学科

生徒の安易な科目選択、教職員の負担
教職員や中学生・保護者の理解が不十分

特別支援学校 高等部

厳しい就職状況（卒業者のうち就職割合は2割強）

専修学校 高等課程

生徒の実態を踏まえた多様な学習ニーズへの対応

(2) 基本的な考え方

卒業時の主な年齢である**18歳は、社会人・職業人としての自立が迫られる時期**

生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力・態度を育成、勤労観・職業観等を自ら形成・確立

2. 各後期中等教育機関における推進の主なポイント

高等学校（特に普通科）におけるキャリア教育

- ・ キャリア教育の中核となる教科等の明確化の検討
- ・ 就業体験活動の効果的な活用
- ・ 普通科における職業科目の履修機会の確保
- ・ 進路指導の実践の改善・充実

高等学校 専門学科における職業教育

- ・ 基礎的・基本的な知識・技能の定着と問題解決能力等の育成
- ・ 長期実習等、実践的な教育活動の実施、実務経験者の登用
- ・ 地域や産業圏との密接な連携による学科整備・教育課程編成
- ・ 専攻科の在り方と高等教育機関との接続
（具体的基準等の明確化、高等教育機関への編入学等の検討）

高等学校 総合学科

- ・ 目的意識等を持たせる教育活動の充実
- ・ 中学生・保護者や教職員の理解促進
- ・ 多様な学習機会を保障するための教員配置等条件整備

特別支援学校 高等部

- ・ 就業につながる職業教育に関する教育課程の見直し
- ・ 就業に向けた支援方法の開発、職場体験活動の機会拡大
- ・ 専攻科の在り方と高等教育機関との接続

専修学校 高等課程

- ・ 幅のある知識・技能や基礎的・汎用的能力の育成
- ・ 「単位制学科」や「通信制学科」の制度化の検討

中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会 審議まとめ（平成26年6月）概要

高等学校教育部会審議まとめ（平成26年6月）概要

中央教育審議会 初等中等教育分科会 高等学校教育部会 審議まとめ（平成26年6月）概要

1. 高校教育をめぐる現状とこれまでの取組

<現状>

◆ 生徒を取り巻く状況の変化

- 生徒の多様化
 - ・ 高等学校等への進学率：98.4% → 能力、適性、興味・関心、進路希望等が多様化
- 基礎学力の不足と学習意欲の低さ
 - ・ 平日、学校の授業時間以外に全く又はほとんど勉強していない者：高校3年生の約4割
 - ・ 義務教育段階の学習内容を十分に身に付けていない生徒の存在
 - ・ 補習授業を実施している大学数：347校（全体の47%）
- 大学入試の選抜機能の低下
 - ・ 入学定員を充足できない私立大学の割合：40%
 - ・ 学力検査を伴う大学の一般入試による入学者の割合：56%

◆ 学校・学科や教育課程の変化

- 普通科の増加と専門学科の減少
（昭和30年代：普通科6割、専門学科4割 → 現在：普通科7割、専門学科2割）
- 少子化の進展に伴う高校再編への対応

高校教育の質の確保と多様な生徒の学習形態や進路希望への対応の要請

<これまでの取組>

◆ 高校教育の質の確保

- ・ 公的な制度・仕組み（設置基準、設置認可、学校評価、学習指導要領、単位認定・卒業認定）
- ・ 自主的な取組（地方公共団体等による学力調査、校長会による標準テストや検定試験等の活用）

◆ 多様な生徒の学習形態や進路希望への対応

- ・ 高校教育改革の推進（単位制高等学校の導入・拡大、総合学科の創設、中高一貫教育の制度化 等）
- ・ 不登校生徒や中退者、特別な支援を必要とする生徒への対応（教育相談の充実 等）
- ・ スーパーサイエンスハイスクールなどを通じた先進的な教育を受ける機会の提供

2. 高校教育の質の確保・向上に関する課題・基本的な考え方

～高校教育としての共通性を確保するとともに、多様な学習ニーズへのきめ細やかな対応が必要～

◆ 全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力の育成 <共通性の確保>

○ 全ての生徒が身に付ける資質・能力「コア」の把握・評価の必要性

<「コア」を構成する資質・能力の重要な柱>

- ・ 社会・職業への円滑な移行に必要な力
- ・ 市民性（市民社会に関する知識理解、社会の一員として参画し貢献する意識など）

◆ 多様な学習ニーズへのきめ細やかな対応 <多様化への対応>

○ 各学科・課程等における対応

- ・ 普通科（進路意識の向上や、キャリア・職業教育など学校から社会への円滑な移行推進）
- ・ 専門学科（社会のニーズに応じた実践的な職業教育推進、高等教育との接続・連携）
- ・ 総合学科（中学校教職員・保護者の認知度向上）
- ・ 定時制・通信制課程（学び直しや教育相談、進路指導等の充実、学校外機関との連携促進）
- ・ 特別支援教育（各地域・学校の実態・ニーズに即した種々の実践・検討の推進）
- ・ 学び直しの推進（義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会の提供）

○ 経済社会の変化等への対応

- ・ キャリア教育・職業教育の一層の推進（職業観・勤労観を確立するための取組推進）
- ・ 優れた才能や個性を伸ばす学習機会の提供（ハイレベルな学習機会や切磋琢磨する場の提供）
- ・ グローバル人材の育成（豊かな語学力・コミュニケーション能力等を身に付けた人材の育成）
- ・ ICT教育の推進（質の高い学びを実現するための効果的な授業の在り方の検討）

3. 高校教育の質の確保・向上に向けた具体的施策

◆ 学習成果や教育活動の把握・検証

- 達成度テスト（基礎レベル）（仮称）の導入
- 幅広い資質・能力の多面的な評価
 - ・ 技能試験等の活用推進
 - ・ 育成すべき資質・能力を一層重視した高等学校の教育課程の見直し
 - ・ 様々な学習成果・活動実績の評価推進（新たな評価手法の開発・普及、指導要録の見直し）

◆ 学校から社会・職業への円滑な移行推進

- 社会を生きる上で必要な力を身に付ける教育の推進
 - ・ 学校全体での組織的な取組推進、外部との連携・協働を行う職員の配置促進
 - ・ 教育委員会等における中核人材の配置や拠点校の整備推進
- 実践的な職業教育の充実
 - ・ 先進的な卓越した取組の推進・検証
 - ・ 大学、専門学校等外部機関との連携促進
 - ・ 専攻科における大学への編入学の制度化に向けた検討
- 総合学科における特色ある取組の推進
 - ・ 特色ある教育方法の事例収集・普及、魅力アピールのための取組推進

◆ 多様な生徒の学習形態や進路希望に対応した教育活動の推進

- 定時制・通信制等困難を抱える生徒等のための支援・相談の充実
 - ・ 学習支援や教育相談、外部との連携・協働を行う職員の配置促進
 - ・ 拠点校の整備推進
- 高等学校段階における特別支援教育の推進
 - ・ 研修の充実や指導体制の確保、特別の教育課程編製の検討
- 優れた才能や個性を有する生徒を支える取組推進
 - ・ 高度な内容の授業を受ける機会拡大など高大連携の推進
 - ・ 厳格な成績評価の下での早期卒業制度の創設に向けた検討
- ICT等の活用による学びの機会充実
 - ・ 全日制課程等における遠隔教育の実施に向けた検討

◆ 教員の資質向上と学校の組織運営体制の改善充実

- 指導力のある教員の養成
- 学校の組織運営体制の改善・充実

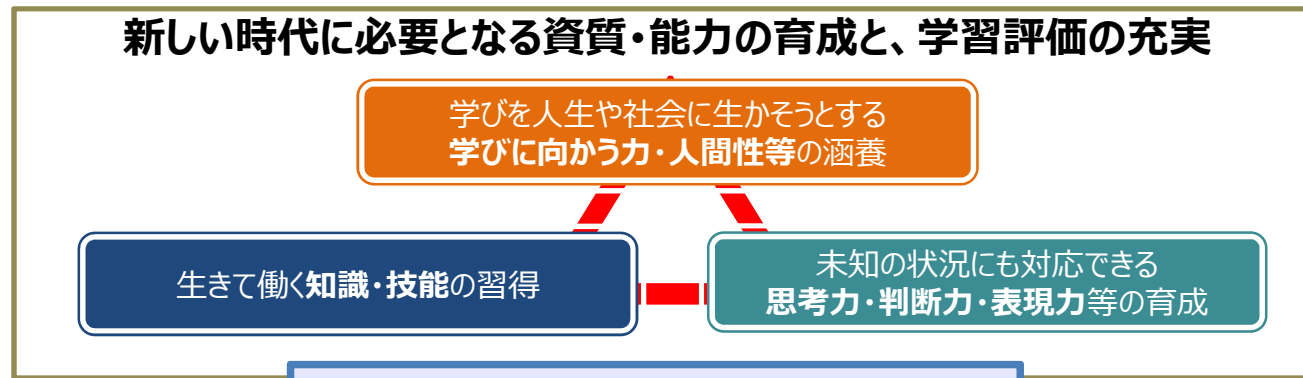
◆ 広域通信制課程の在り方の検討

- ・ ガイドラインの作成・周知
- ・ 第三者評価機関による評価の仕組み創設

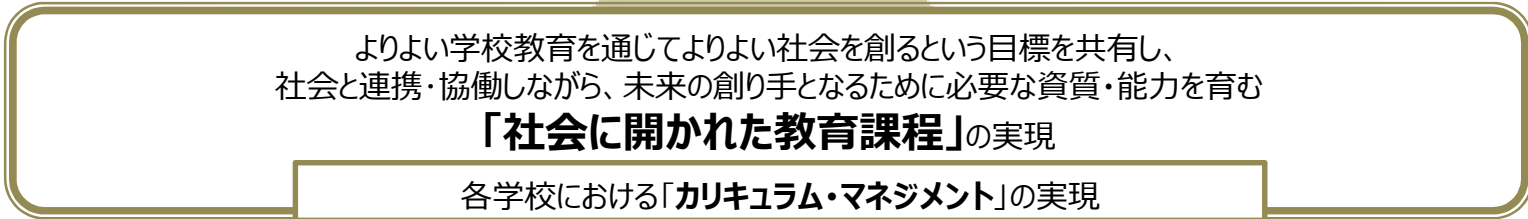
高等学校学習指導要領改訂 (平成30年3月)のポイント

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の
学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」
(中央教育審議会 平成28年12月21日)

学習指導要領改訂の考え方



何ができるようになるか



何を学ぶか

**新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し**

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」
の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を
構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

**主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・
ラーニング」）の視点からの学習過程の改善**

生きて働く知識・技能の習得
など、新しい時代に求められる
資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高
い理解を図るための学習過程
の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び

※高校教育については、些末な事実的知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

高等学校学習指導要領の改訂のポイント

新高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）

1. 今回の改訂の基本的な考え方

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 高大接続改革という、高等学校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育改革、そして両者をつなぐ大学入学者選抜改革の一体的改革の中で実施される改訂。

2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなっており、高等学校においては、社会で求められる資質・能力を全ての生徒に育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に求められる。

そのため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が必要。特に、生徒が各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実が必要。

〔 情報を的確に理解し効果的に表現する、社会的事象について資料に基づき考察する、日常の事象や社会の事象を数理的に捉える、自然の事物・現象を観察・実験を通じて科学的な概念を使用して探究する など 〕

3. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。
- そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

4. 教科・科目構成の見直し

- 高等学校において育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、教科・科目の構成を改善。

（国語科における科目の再編（「現代の国語」「言語文化」「論理国語」「文学国語」「国語表現」「古典探究」）、地理歴史科における「歴史総合」「地理総合」の新設、公民科における「公共」の新設、共通教科「理数」の新設、など）

